

第5号様式（第8条関係）

令和7年10月8日

寒川町長 木村 俊雄 様

住 所 寒川町倉見46

団体名 宗教法人倉見神社

代表者名 宮司 利根 康教

令和7年度寒川町指定重要文化財等に係る補助金実績報告書

令和7年4月1日付け寒川町指令教生第1号をもって交付決定のあった寒川町指定重要文化財等に係る補助金について、その実績を別紙のとおり報告いたします。

第6号様式(第8条関係)

事業成果説明書

| | |
|----------------|---|
| 補助事業等又は補助金等の名称 | 寒川町指定重要文化財等に係る補助金 |
| 補助事業等の実施内容 | 寒川町重要文化財第4号として指定されている倉見神社本殿を後世へと継承するため、腐朽が進行している高蘭を中心に現状を維持するための修復工事を実施するもの |
| 補助事業等の成果 | 腐朽が進行している部分を修復すると共に、全体を従前通りの形で再塗装し、文化財の価値を保全しつつ後世へと伝えるために必要な修復を行うことができた。詳細は別紙参照 |
| 補助事業等の実施期間 | 令和7年4月1日から令和7年10月2日 |
| 事業費 | 18,480,000円 |

事業費の内訳

| 費目 | 数量 | 単価 | 金額 | 備考 |
|--------------------|----|------------|------------|-----------------------|
| 倉見神社本殿改修工事(令和7年度分) | 1式 | 18,480,000 | 18,480,000 | 令和6年度分工事費：12,320,000円 |
| | | | | |
| | | | | |

収支精算書

収入

(単位：円)

| 科目 | 予算額 | 精算額 | 内訳 |
|--------------------|-------------------|-------------------|------------------------|
| 助成金 | 10,000,000 | 10,000,000 | |
| 寒川町補助金 | 3,000,000 | 3,000,000 | 寒川町補助金 |
| | 1,000,000 | 1,000,000 | 東日本文化財団助成金 |
| 前年度繰越金 | 6,000,000 | 6,000,000 | 寒川神社助成金（令和6年度からの繰越金） |
| 負担金（前年度繰越金） | 8,480,000 | 8,480,000 | 氏子崇敬者等奉賛金（令和6年度からの繰越金） |
| 合計 | 18,480,000 | 18,480,000 | |

支出

(単位：円)

| 科目 | 予算額 | 精算額 | 町補助金充当額 | 内訳 |
|-----------------|-------------------|-------------------|------------------|---------------------------|
| A 建築工事費 | 13,830,000 | 13,830,000 | 3,000,000 | |
| 木工事 | 1,896,000 | 1,896,000 | | 縁・高欄周り木工事 |
| 飾り金物工事 | 2,803,000 | 2,803,000 | 750,000 | 縁・高欄周り廻り金物、釘隠金物、扉金物修復 |
| 木製建具工事 | 2,081,000 | 2,081,000 | 750,000 | 正面扉新設、建具改修 |
| 塗装工事 | 7,050,000 | 7,050,000 | 1,500,000 | 建具、軒廻り、外壁、軸廻り、浜縁廻り、基壇廻り塗装 |
| B 共通仮設工事 | 689,000 | 689,000 | | |
| C 現場経費 | 1,589,000 | 1,589,000 | | |
| D 一般管理費 | 692,000 | 692,000 | | |
| E 消費税 | 1,680,000 | 1,680,000 | | |
| 合計 | 18,480,000 | 18,480,000 | 3,000,000 | |

翌年度繰越金

0円

この様式に準ずる当該団体の決算書（総会資料等）をもってこれに代えることができる。

倉見神社 社殿の概要

[本殿の歴史]

- 元文 5 年（1740 年） 寒川神社本殿として造営着手
御用材として寒川神社境内地から檜 3 本・松 5 本・小松 8 本・杉 48 本が使用される。
- 寛保元年（1741 年） 寒川神社本殿として竣功
- 明治 27 年（1894 年） 寒川神社が新たな本殿を造営
- 明治 28 年（1895 年） 寒川神社の本殿造営に伴い、倉見神社の本殿として移築
- 昭和 53 年（1978 年） 寒川町重要文化財に指定



[本殿の特徴]

切妻造りの形式で正面には間口三間、主体部の側面二間、前面に間口一間の向拝をつけ、四方に縁を廻らし、浜床・浜縁をそなえます。柱上の組物の中備に置かれた蛙股には方位に合わせて十二支が配されており、両側の妻飾りは二重虹梁上に大瓶束をたて、組物上に菱組の支輪を置くなどの、変化に富んだ様式となっています。この本殿は、相模國一之宮 寒川神社の本殿としての古式を踏襲した平面構成を持ち、江戸時代末期の装飾性豊かな技術が用いられています。



十二支（龍、兎、虎）の彫刻、菱組の支輪（東面）

[拝殿の歴史]

- 大正 14 年（1925 年） 寒川神社拝殿として造営着手
昭和 2 年（1927 年） 寒川神社拝殿として竣功（平成 5 年（1993 年）まで使用）
平成 6 年（1994 年） 寒川神社の平成の御造営に伴い、倉見神社の拝殿として移築



造営中の旧寒川神社拝殿（昭和 2 年頃）



竣功後の旧寒川神社拝殿（昭和 2 年）



旧寒川神社拝殿（平成 4 年）



寒川神社から移築した現在の倉見神社拝殿

倉見神社 本殿修復工事の概要

[施 工] 松井建設株式会社（東京都中央区新川一丁目 17 番 22 号）

[施 工 期 間] 令和 7 年 3 月～令和 7 年 8 月

[主な修復箇所] 正面御扉取り替え、浜縁・高欄・縁葛を解体・新造、床下補強鋼材塗装、添え木補強、飾り金物再塗装、建物外回り再塗装

修復前





修復中











彫刻 修復前

彫刻 修復後









竣功後





倉見神社 神輿の概要

[製作年] 昭和54年9月

[製作者] 真如堂 小菅商店 小菅 金治 (東京都台東区寿二丁目7-10)

会田 木地師、一の谷 塗師、山田 鋳師、市川 彫刻師

[製作経緯] 寒川神社、十間坂 第六天神社の神輿を見本としながら製作したと言われている。

[台輪寸法] 四尺一寸

[特徴] 胴の部分は四方の柱に立体的な龍の彫刻が巻き付き、枅組の間には本殿と同様に十二支の彫刻が、台輪には四神の彫刻が埋め込まれている。四方に配置された巻きの深い蕨手は、従前は、中に木材を入れた上で精密な溶接、メッキ加工がされていたが、今回の修復により中の木材は撤去され、巻き部分は金属のみとなった。濱降祭に出御する神輿の中では最重量級の重さと言われている。

